

第1章 互助会のしくみ



1 設立の趣旨

- 地方公務員法第42条に規定する「その他の厚生制度」を実施する県の連合団体として設立しました。

| |
|--|
| 設 立 … 昭和 61 年 4 月 1 日「長野県町村職員互助会」 名称変更 … 平成 15 年 3 月 4 日「長野県市町村職員互助会」(市町村合併に対応) |
|--|

- 厳しい市町村財政の中で、市町村職員のスケールメリットを生かし、職員の相互共済及び福祉増進のための福利厚生施策を充実し、より効率的に推進するための団体です。
- 市町村から委託を受けた事業の効率的な運営管理と、職員の厚生制度の充実を図ることで、公務能率の一層の向上と住民に対する行政サービスの維持・向上に資することを目的としています。

2 組織の現状

長野県内の市町村、一部事務組合、広域連合及び市町村の関係団体(以下「市町村等」という。)並びに当該市町村等に勤務する職員で組織しています。

【令和4年4月1日現在】

| | |
|---|--------------------|
| 市町村…56団体 6,718会員 一部事務組合・広域連合・関係団体…78団体 4,066会員 | } 計 134団体 10,784会員 |
|---|--------------------|

3 組織図

長野県市町村職員互助会

